

8月号（503号）

A 県に所在するとあるキリスト教の教会では、例年、12月24日にクリスマス礼拝が開催されている。このクリスマス礼拝は、参加者をキリスト教の信者に限定することなく、一般市民にも開放しており、また、交通の利便性が非常に高い場所に教会が立地しているということもあり、最近では多くの参加者を集めるようになってきていた。

そのため、この教会の牧師 B は、クリスマス礼拝当日、多くの参加者が教会に来場することにより、教会周辺の交通に混乱や危険がもたらされることを懸念していた。そこで B は、ある年のクリスマス礼拝を開催するに際し、最寄りの警察署に赴き、礼拝当日における教会周辺の警備を依頼できるかどうか相談したところ、最終的に署長 C がその依頼に応じることを決断し、実際に数名の警察署員により教会周辺の雑踏警備が実施された。

ところが、そのような雑踏警備が行われたことを知った地元住民 X は、当該雑踏警備は結果的に警察による宗教行事の開催への支援行為となっており、憲法で定める政教分離原則に違反するのではないかという疑問をもった。そこで X は、当該雑踏警備のための出動に要した時間に対応する警察署員への給与の支出、および本件出動に要した交通費の支出は違法なものであり、また、警備を依頼した教会は、本来自ら行うべき雑踏警備を警察に肩代わりさせたことにより不当利得を得ているということを前提に、地方自治法 242 条 1 項に基づき、出動した警察署員に対し上記給与および交通費を A 県に返還するよう A 県知事 Y が請求することを、また、当該給与および交通費に相当する金員につき教会に対して不当利得返還請求権を Y が行使することを請求内容とする住民監査請求を行うことを計画した。

さらに X は、この住民監査請求が認められなかった場合、同法 242 条の 2 第 1 項 4 号に基づき、同様の請求内容の住民訴訟を Y に対して提起しようと考えている。このような政教分離原則違反を理由とした X の請求内容は、憲法論として正当化されうるであろうか。

7月号（502号）

日本の神社においては、しめ縄等の神具に大麻繊維が伝統的に使用されてきた。ところが現在の日本では、大麻取締法により、大麻草の成熟した茎や大麻草の種子等を除き、原則として大麻草の所持・栽培等は禁止されている。同法においては、「大麻取扱者でなければ大麻を所持し、栽培し、譲り受け、譲り渡し、又は研究のため使用してはならない」（3条1項）とされ、「大麻取扱者」とは「大麻栽培者及び大麻研究者」（2条1項）を指し、「大麻栽培者」とは「都道府県知事の免許を受けて、繊維若しくは種子を採取する目的で、大麻草を栽培する者」（同条2項）と定義されている。そして、3条1項における禁止を担保するための罰則として、「大麻を、みだりに、所持し、譲り受け、又は譲り渡した者は、5年以下の懲役」（24条の2第1項）を、「大麻を、みだりに、栽培し、本邦若しくは外国に輸入し、又は本邦若しくは外国から輸出した者は、7年以下の懲役」（24条1項）を、それぞれ科されることになっている。

A 県のとある神社で宮司を務める X は、海外から輸入される大麻繊維でつくられた神具を使用することは神道における伝統的宗教実践に反すると考え、自ら大麻を栽培することを計画し、A 県知事 Y に対し大麻栽培者としての免許を申請した。ところが Y は、「社会に薬物が蔓延する芽を摘まなければならないという要請を覆すだけの合理的必要性が認められない」ということを理由に、免許を付与しないという決定を行った。

この処分に納得がいかない X は、その取消しを求める行政訴訟を Y に対して提起することを思い立った。その際、X は、自分が求めている大麻の栽培は、自己の宗教的信仰に忠実であろうとする姿勢と不可分に結びついているため、憲法 20 条により保障された信教の自由の行使に該当し、よって Y の決定は同条 1 項違反であると主張しようと考えている。X のそのような憲法論は正当化されうるであろうか。

6月号（501号）

20XX年〇月、中東地域においてA国によるB国への軍事侵攻が発生した。その翌月、日本政府は、A国による軍事侵攻に反対する立場から、防弾チョッキやヘルメット等の装備品をB国に提供することを決定し、実際に、自衛隊機によってそれらの装備品がB国の隣国に輸送された。

Xは、日本国憲法の平和主義の理念を擁護するという基本方針の下に、反戦、環境保護、教育政策に関する提言等の活動を推進してきた団体である。Xは、B国に対する装備品の提供について、一方的に軍事侵攻を受けたとはいえ、現に武力衝突が生じている当事国の一方に対して支援を行うことは日本国憲法の理念に反すると考え、日本政府によるB国の支援に反対の意思を表明する集会を開催することにした。

そこで、Xは、自身が所在する市の庁舎に隣接し、市が所有・管理する広場において上記の趣旨の集会を開催するべく、市長Yに対し使用許可申請を行った。ところがYは、本件集会の開催が広場を含む庁舎に関する管理規則に定める禁止行為に該当するとして、本件申請に対し不許可処分を下した。Yは、特に、同管理規則の中で禁止される「特定の政策に賛成し、又は反対する目的で個人又は団体で威力又は氣勢を他に示す示威行為」に本件集会が該当すると思ったのである。

Xは、上記禁止行為を定める本件規則が不明確な内容によって集会の自由に萎縮効果を及ぼす違憲の法規であり、また、Yの不許可処分も本件規則の解釈適用を誤り不当に集会の自由を侵害するものであると考え、本件不許可処分の取消しを求めて提訴することにした。憲法による集会の自由の保障に照らし、Xの請求の当否をどのように考えるべきであろうか。

5月号（500号）

Xは、大学を卒業後、一般企業に就職し、それから数年後、職場の同僚Aと結婚した。Xの父は衆議院議員を長年務め、国務大臣も歴任してきた著名な政治家であるが、X自身は政治家や官僚等の公職の経験を有しておらず、公職の候補者になったこともない。また、父の政治活動を支援するなど、政治家の親族であることを前提とした活動を行っているわけでもない。AもXと同様であり、政治の世界との積極的なかかわりをもってこなかった。

最近、XとAの夫婦仲が悪化したため、2人は離婚することとなった。雑誌の発行・販売事業を営む株式会社Yは、その離婚の情報をいち早く掴み、自社発行の週刊誌の中で離婚の経緯を詳細に報じる記事を掲載することとし、近々、当該記事が掲載された号を販売する予定であることをXに対し通告した。

Xは、純粋な私人である自分の離婚に関する記事を本人の意に反して雑誌に掲載し発行・販売する行為はプライバシー権の侵害にほかならないと考え、当該週刊誌の販売等の差止めを求める仮処分手続を裁判所に申し立てた。Xの請求の当否についてどのように考えたらよいだろうか。

4月号（499号）

Xは、10年ほど前、地元のA県から東京に上京し、個人で飲食店を経営するために銀行から多額の借り入れを行った。ところが、Xは、ほどなくして経営に行き詰まり、借入金返済の目途も立たなくなったため、自分の店をたたんで自己破産せざるをえない状況に追い込まれた。その後、すべての自己破産手続を終えたXは、A県に帰郷することとし、地元の企業に就職し、結婚もして子どもも生まれ、平穏な家族生活を送ることができるようになった。なお、自己破産の過去については、自分の家族や勤務先にも、地元での交友関係においても知られていない。

Xは、最近、飲食店を経営していた頃に世話になった東京の知人から、インターネット上に「全国の破産者を支援しよう！」なる名称のウェブサイトにてXの情報が掲載されていることを知らされた。このウェブサイトでは、インターネット版官報および官報情報検索サービスから入手した情報をもとに、破産者の氏名・住所や官報掲載日等に関する地域ごとの情報が掲載・更新されている。このサイトの運営管理者Yは、破産者情報の掲載について、地域住民が破産者を援助することを可能にする、社会的価値をもった有益な行為であるという趣旨をサイト上に表示している。

Xは、自己破産した過去を家族や勤務先等に知られることは大変な精神的苦痛を発生させると思い、自身の破産に関する情報の削除および損害賠償をYに対して請求することにした。Xの請求の当否についてどのように考えたらよいだろうか。